

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：土壤汚染対策法施行令

規制の名称：汚染土壤処理業の許可基準に係る使用人の範囲

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：環境省水・大気環境局水環境課土壤環境室

評価実施時期：令和5年1月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

平成 22 年 4 月に施行された「土壤汚染対策法の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 23 号）の附則において、施行後 5 年での施行状況の検討等が規定されていることを受けて、平成 27 年 12 月に中央環境審議会に対して「今後の土壤汚染対策の在り方」について諮問された。平成 28 年 12 月の第一次答申では、汚染土壤処理施設等に対する監督強化に関して、「汚染土壤処理業が適正に行われるよう、許可の譲受け、合併、分割、相続、暴力団排除について法令に位置付けるべきである。」とされた。

第一次答申を踏まえ、平成 29 年 5 月には土壤汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）が公布された。改正法による改正後の土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）においては、汚染土壤処理業の許可に係る基準として暴力団排除に係る基準を新たに追加するとともに、当該許可の基準に係る使用人の範囲を政令で定めることとされた。

使用人の範囲については、中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会において有識者による検討を実施し、暴力団を排除する趣旨で、廃棄物処理法等における許可基準として政令で使用人の範囲に関する同様の規定を既に行っていたことを踏まえ、①「本店又は支店（商人以外の者）にあっては、主たる事務所又は従たる事務所」、②「①のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、汚染土壤の処理の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの」の代表者とする事とされた。

今回の改正は、これらの背景を踏まえ、土壤汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）の改正を行ったものである。

令和5年1月時点で、社会経済情勢や科学技術に関して、平成29年9月の本規制に関するパブリックコメント実施時点から大きな変化は生じていない。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

仮に本規制が導入されなかったとした場合、申請者が適格である一方で使用人が不適格である場合であっても汚染土壌処理業の許可がなされてしまい、処理施設の能力を超える汚染土壌の受入れや管理票の虚偽記載等の汚染土壌の不適切な処理につながる可能性があったと言える。また、不適切な処理については、本規制導入前の平成23年から平成29年の間に3件報告されており、本規制が導入されなければ平成30年以降も少なくとも同等程度は報告されていた可能性があったと考えられる。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

令和5年1月時点で、社会経済情勢や科学技術に関して特段の変化は生じていない。汚染土壌の適切な処理のため、引き続き汚染土壌処理業者の許可申請における申請者の欠格要件として、申請者のみならず本店の代表者等の使用人を対象とすることが必要である。

2 費用及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

汚染土壌処理業の許可申請では、申請者である事業者に対して、本規制に係る使用人について住民票の写しを添付することが義務付けられている。本規制開始後の平成 30 年度から令和 2 年度までの実績によると、全国で平均 37 件/年（平成 30 年度：18 件、令和元年度：41 件、令和 2 年度：52 件）の汚染土壌処理業の許可申請（変更許可申請含む。）が行われている。仮に当該申請 1 件あたりの本店や支店の代表者等の使用人を 14 人（事業所数 404,561 ÷ 企業数 29,250（企業活動基本調査（経済産業省、2020 年度実績））とし、住民票の写しの発行手数料 400 円/枚（東京都事務手数料条例第 3 条）とすると 5,600 円を要したこととなる。また、申請者が住民票取得に要する時間を 2 時間、単価を約 2,940 円（4,957 千円（民間給与実態統計調査（国税庁、令和 2 年（概要））の平均給与額（年間）） ÷ 1,685 時間（労働統計要覧（厚生労働省）毎月勤労統計調査、令和 2 年における年間総労働時間（実労働時間数）事業所規模 30 人以上））とし、往復交通費を 1,000 円とすると、合計で 12,480 円/件となり、461,760 円/年程度の遵守費用が発生したと言える。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制開始後の平成 30 年度から令和 2 年度までの実績によると、全国で平均 37 件/年（平成 30 年度：18 件、令和元年度：41 件、令和 2 年度：52 件）の汚染土壌処理業の許可申請（変更許可申請含む。）が行われている。汚染土壌処理業者の許可申請について、申請者の使用人に関する欠格要件への該当性の確認のため、土壌汚染対策法に関する処罰歴有無の確認のため地方検察庁等へ照会する必要がある。地方公共団体の担当者が照会に要する時間を 2 時間、単価を約 3,240 円（5,902 千円（年間平均給与額：359,895 円（令和 3 年地方公務員給与実態調査（総務省））、令和 4 年度の勤勉手当・期末手当 4.4 か月） ÷ 1,821 時間（年間総労働時間：7 時間 45 分/日、1 年で 235 日勤務））とし、照会先の地方検察庁の担当者が照会内容の確認に要する時間を 2 時間、単価を約 3,720 円（6,774 千円（年間平均給与額：413,064 円（令和 4 年度国家公務員給与等実態調査（人事院））、令和 4 年度の勤勉手当・期末手当 4.4 か月） ÷ 1,821 時間（年間総労働時間：7 時間 45 分/日、1 年で 235 日勤務））とすると、13,920 円/件となる。また、暴力団員等への該当性の確認のため、警視庁又は道府県警察本部に照会することも必要であり、地方公共団体の担当者が照会に要する時間及び照会先の警視庁等の担当者が照会内容の確認に要する時間をそれぞれ 2 時間、単価を約 3,240 円（上記地方公務員の単価）とすると、12,960 円/件となる。これらを合計すると 26,880 円/件となり、994,560 円/年の行政費用が発生したと言える。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制開始後に汚染土壌処理業者の許可申請における申請者の許可取消案件は発生しておらず、また、汚染土壌の不適切処理案件は報告されていない。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

汚染土壌の不適切処理案件に係る費用は案件毎に異なること及び実績がないため定量化は困難である。

なお、一般社団法人土壌環境センターの会員企業が平成 30 年度から令和 2 年度までに受注した土壌汚染状況調査・対策工事の実績によると、土壌汚染状況調査に係る費用は平均で 1 件あたり約 133 万円（平成 30 年度：5,524 件/91 億円、令和元年度：6,669 件/71 億円、令和 2 年度：5,629 件/75 億円）、土壌汚染対策工事に係る費用は平均で 1 件あたり約 1,008 万円（平成 30 年度：6,708 件/697 億円、令和元年度：7,526 件/734 億円、令和 2 年度：6,773 件/687 億円）となっている。そのため、不適切処理案件が約 1 件/年（平成 23 年から平成 29 年までの報告件数実績：3 件）によって土壌汚染の調査と対策が必要になった場合には 1 年あたり約 1,141 万円の費用を要することが想定される。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダー

からの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

副次的な影響及び波及的な影響としては、これまで許可を受け、事業を行っていた汚染土壌処理業者が許可更新を行う際に、本規制によって許可取消しとなり、経済的な負の影響を受ける可能性が考えられるが、令和5年1月時点で当該許可取消しは報告されていないことから本規制による影響は限定的であると考えられる。

3 考察

⑨ 把握した費用及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。
また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

本規制により、汚染土壌処理業の許可申請及び審査にあたって、本店の代表者等の使用人に関する欠格要件への該当性確認のために発生する遵守費用や行政費用は約 39,360 円/件、全体で約 1,456,320 円/年と軽微な水準に抑えられている。また、汚染土壌の不適切処理案件や規制前に意図していなかった負の影響等は報告されていない。さらに、仮に不適切処理案件があり、土壌汚染の調査と対策が必要になった場合に想定される1年あたりの費用約1,141万円に比べて、遵守費用や行政費用は低い水準に抑えられている。したがって、汚染土壌の適切な処理を確保するために当該使用人の範囲を規制することは妥当であったと言える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。